

静県薬第909号
令和6年3月29日

各地域薬剤師会会长 様

公益社団法人静岡県薬剤師会
会長 岡田国一

**小林製薬株式会社が販売した紅麹に関連した製品の摂取による
健康被害の発生について**

標題の件について、日本薬剤師会から別添写（令和6年3月28日付け日薬情発第177号・
日薬業発第498号）のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

担当：静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ；鈴木
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028
E-mail：syokunou@shizuyaku.or.jp



日 薬 情 発 第 177 号
日 薬 業 発 第 498 号
令 和 6 年 3 月 28 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
担当副会長 川上 純一
担当副会長 森 昌平

小林製薬株式会社が販売した紅麹に関連した製品の摂取による健康被害の発生について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

小林製薬株式会社(以下、当該事業者)が販売した紅麹を含む製品を摂取したことにより、現時点では因果関係は不明であるものの腎疾患等の健康被害が発生したことが報告され、当該事業者をはじめとした複数の事業者による自主回収が行われておりますが、さらに大阪市より当該事業者に対し回収命令が発出されています。

薬剤師・薬局・店舗販売業におかれましては、当該製品の販売を中止するとともに、当該製品の購入者へ、直ちに使用を中止し、使用による健康被害が発生している場合は医療機関を受診するようご説明をお願いいたします。

本件については、今後情報が逐次更新されることが想定されます。最新の情報を、下記小林製薬ホームページ等より入手し購入者及び国民に対して正確な情報提供に努めていただくようお願いいたします。

また、「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領等について(周知)」(令和6年3月25日付け日薬業発第488号)にてお知らせしたとおり、当該製品並びにその他のいわゆる「健康食品」等の使用によると疑われる健康被害事例を把握した場合には、管轄の保健所へお知らせいただくとともに、管轄の保健所による調査にご協力いただくようお願いいたします。

会務ご多用のところ恐縮ながら、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

記

- 小林製薬株式会社ホームページ
<https://www.kobayashi.co.jp/>
- 消費者庁
<https://www.caa.go.jp/>

- 紅麹を含む健康食品関係（令和6年3月～）（厚生労働省ホームページ）
厚生労働省ホームページ> 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品 >
「健康食品」のホームページ > 健康被害情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/daietto/index.html

以上